

建設コンサルタント業と他のサービス業における契約形態およびリスク配分の比較と考察

高知工科大学 学生会員 ○宮崎康平

高知工科大学 正会員 五艘隆志

1. 研究背景・目的

近年、CM(コンストラクション・マネジメント)方式やPFIなど今までにない新たな方式が増え、建設コンサルタントの業務が変化しつつある。佐橋¹⁾は公共事業の評価がアウトプットからアウトカムへ移行する状況において、コンサルタント業務の報酬が発注者の満足度(フィー)ではなく受注者の経費(コスト)に基づいて算出されている状況に疑問を呈している。また、公共事業を定量的に評価し、役所以外のサービスと比較し、これを商取引することの必要性も併せて述べている。この実現のためには、提供するサービスの価値計量化と併せて、その配分方法について整理する必要がある。これは契約によって定められることとなる。新しい公共事業の執行形態においては、これまでの業務慣行などに基づく報酬とリスク分担の関係を再考することが必要となる。本稿は既存の建設産業の契約形態に加えて、建設産業以外の他産業の契約形態やリスク配分について整理を行った。

2. 契約種別の確認

民法ではある事務を他人に頼むという意味の通常日本語として「委託」を使用し、業務実施の「委託」に関する契約として、請負、委任、準委任、の3種類の契約を規定している。請負契約は仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払う契約であり、業務成果物に対してその報酬を支払う契約である。委任契約は法律行為をすることを相手方に委託する契約である。業務遂行そのものを主目的においており、業務の最終的な成果物に対して受託者は責任を負うものではなく、また成果物に対して報酬が支払われるという契約ではない。ただし、善管注意義務を怠った場合は、責任を負うこととなる。準委任契約は法律行為でない事務の委託を行う際の契約であり、その他の特徴としては委任契約と同様である。

3. 各種産業における業務報酬とリスク分担の調査分析

3. 1 建設業界における技術サービス業務の契約形態

公共土木設計業務は設計図書の作成および引き渡しが目 đíchであることから請負契約を前提としているといえる。これに対して、公共発注機関が標準的な業務単価と歩掛を設定している。請負契約としているため、業務の最終的な成果物に瑕疵があれば受注者側がリスクを負うこととなる。原則は総価一式契約となっており、業務条件の変更に伴う追加費用支払いについては受発注者の協議において決定されるが、その協議は契約時点における単価と業務数量変動を基準として行われることとなる。新たな契約の例として、CM方式がある。発注者側の不足している専門技術を補う、より品質の良い構造物を造る、コスト削減など様々な理由で利用されている。このように従来の定型的な設計業務だけでなく、高度かつ価値を明確にしにくい業務も今後さらに増える可能性がある。このような業務内容の多様化に伴い望ましい契約形態も変化するがその際、リスクの配分の再考も必要となる。公共建築設計業務においても同じことがいえると考えられる。

3. 2 法律、会計、医療、タレント、葬祭業界の契約形態

(1) 法律業界

法律業界は着手金やその他経費に加え、報酬金(成功報酬)の概念がある。報酬基準はこれまで業界側(日本弁護士連合会)が定めていたが、2004年4月に廃止されている。顧客は当該業務の知識を持たないため、報酬決定の主導権は弁護士側が持っている状況である。なお、法律行為の代行をする委任契約であり、着手金や経費は裁判等の結果によらず支払われるが、成功報酬を見込んだ事務所運営をしていると考えれば法律事務所側が一定のリスクを担う形態となっているものと理解できる。

(2) 会計業界

会計業界の報酬基準は業界側(日本公認会計士協会)が定めている。業務成果そのものに対するリスクは善管

注意義務を果たす程度であるため、準委任契約と解されている。

(3) 医療業界

日本の医療業界は厚生労働省が設定した診療報酬制度において、医療行為に対しては原則的には一律の報酬が医療機関や薬局等に支払われる。また、医療行為は症状の治癒を義務付けるものではないため、準委任契約として位置づけられている。一方、米国の医療制度は日本とは異なり、地域や医療機関、加入している医療保険によって医療費が異なるなど、自由競争的な側面が強い特徴がある。

(4) タレント業界

タレント業界は業界団体(協同組合日本俳優連合)が定めたランク制と呼ばれる制度によって報酬が定められている。契約種別は演技指導に基づき、期待通りの演技をすることが求められるため請負契約となる。

(5) 葬祭業界

葬祭業界は宗派ごとに大まかな目安はあるものの標準的な報酬基準はなく、お布施という形で支払われる。契約種別は葬儀・永代供養は準委任契約とされている。

4. 各産業における紛争事案の判例

各産業において実際の業務におけるリスクについてさらに分析するため、裁判所が公開している判例集等を参考に各産業の判例について整理すると以下のような状況であった。

建築・土木の設計業務においては、設計ミス等による瑕疵、それに伴う工事期間の延期等により賠償金を支払うケースが多く見られた。賠償金額は工事の規模等によって変わってきており、発注者がこうむった損害額をそのまま請求され、請負費用を上回る請求をされる例が多い。また、そうした際のリスクを考えて、建設コンサルタントや設計会社は損害賠償責任保険に加入し、リスクの縮小を行っている。

法律業界では前項でも述べたが、報酬決定の主導権は弁護士側が持っている。この点に関して業務不履行を理由に裁判となるケースが見られた。しかし、賠償金を支払うことは少なく、棄却されることがほとんどである。

会計業界は会計監査の業務において監査対象の書類の虚偽記載の見落とし等における判例が多く見られた。しかし、準委任契約であるため賠償金を支払うケースは少ない。

医療業界は医療行為によって患者が死亡又は後遺症が残るなどの判例がほとんどであった。症状の治癒が義務でないため、賠償金を支払うケースは少なかった。しかし、業務不履行等が原因の際は賠償金を支払うケースが見られた。

また、建築設計業務における訴訟において、「設計業務は請負である」という判断に基づく判決^{2009.4.23 東京高裁判決}が出され話題となった²⁾。設計業務において建築と土木それぞれの契約書を基に比較を行ったが、大きな違いはなく、土木設計業務においても建築と同様の請負契約と解されるものと考えられる。

5. 結論

これまで各産業の契約形態、判例、契約書等を整理したが、業務報酬とリスク分担は各契約条件に記載されており、請負か(準)委任契約であるかは本質的な問題ではない。今後は建設コンサルタントが行う業務毎に発生するリスクを分析し、その結果に基づいた複数の契約条件を検討する必要がある。特に、CM 業務など、図面や計算書のような成果物が残りにくい業務についても現状では業務履行報告書の提出を持って成果物とし、その成果物を前提とした請負契約という運用が中心である。この種の業務についてはリスク、報酬、業務実態についてのモニタリングが今後必要となってくる。

参考文献

- 1)佐橋義仁：プロジェクトマネジメント論—公共プロジェクト評価の視点—，大阪大学大学院講義資料，2014
- 2)建築ジャーナル：建築設計業務は「請負」か？，2010.3.7